

令和7年9月12日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1番	澳 本 哲 也	3番	小 松 孝 年	4番	山 本 牧 夫
5番	宮 川 徳 光	6番	宮 地 葉 子	7番	矢 野 依 伸
8番	水 野 佐 知	9番	青 木 浩 明	10番	吉 尾 昌 樹
11番	矢 野 昭 三	12番	山 本 久 夫	13番	濱 村 美 香
14番	中 島 一 郎				

不応招議員

2番 浅 野 修 一

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企 画 調 整 室 長	渡 辺 健 心
情 報 防 災 課 長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環 境 政 策 室 長	宮 川 智 明	健 康 福 祉 課 長	野 村 晃 稔
農 業 振 興 課 長	斎 藤 長 久	ま ち づ く り 課 長	徳 廣 誠 司
産 業 推 進 室 長	秋 森 弘 伸	地 域 住 民 課 長	河 村 美 智 子
海 洋 森 林 課 長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

3番 小 松 孝 年 4番 山 本 牧 夫

令和7年9月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和7年9月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：1番、3番から5番まで）

## 議 事 の 経 過

令和7年9月12日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

浅野修一君から欠席届が提出されましたので、ご報告致します。

次に、産業建設厚生常任委員会に付託をしておりました陳情第13号は審査未了となりました。

また、総務教育常任委員会に付託をしておりました陳情第14号は継続審査となりましたので、ご報告致します。

次に、浅野修一君のご母堂様が9月9日の夜ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

このことに伴い、本定例会で予定をしておりました一般質問は取り下げをすることとなりましたので、ご報告致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

おはようございます。

それでは、通告によりまして質問を致します。

1番目ですね、巨大地震警戒について質問を致します。

令和7年8月20日、内閣府は、巨大地震警戒が出た場合の事前避難者数について、高知県で9万2,000人と公表をしていますが、黒潮町の事前避難者は何人か。

また、1週間の事前避難所の収容空間は十分か。

問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

おはようございます。

それでは矢野議員の、巨大地震警戒時の事前避難者と収容人数についてのご質問にお答え致します。

事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみを対象とした高齢者等事前避難対象地域と、健常者も含む地域の全住民が避難を要する住民事前避難対象地域に分類されます。

黒潮町については、高知県津波避難計画策定指針に基づき、歩行速度と準備時間を基に検討した結果、避難困難な地域が存在しないため、内閣府が公表する高知県の事前避難者9万2,000人に黒潮町は含まれておません。

しかしながら、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、町内全域に高齢者等避難を発令し、学校等の大規模施設や集会所等の地域の避難所も含め、必要な避難所を開設、運営することとしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

ちょっと分かりにくい点がございましたので、もう一度質問致しますが。

この黒潮町の事前避難者というものは、決められてないというのは、これは黒潮町で調査をした後にそれがないというのか。巨大地震と言って普通、今までの教わったことの中では黒潮町、半分くらいのところは浸水してしまうんじゃないかなと。人口、人家のあるところは。

だから普通に私なりに考えると、半分程度の人が高台へ、これは1週間ということになろうかと思うんですがね、新聞報道で見たところなんんですけど。

もう一度質問しますが、事前避難者というのは定まってないということでおろしいですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

黒潮町では、検討した結果、事前避難対象地域というものを定めておりません。

それは先ほどご答弁致しましたとおり、地震発生から津波到達までの間に歩行速度や準備時間、そういうものを計算した結果、避難が困難という地域がありませんので、事前避難対象地域は検討した結果、設定しておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

何か今まで私が教わる中では、10分、20分で津波が襲来するというようにお聞きした記憶があるんですが、これは事前ですので来てから逃げるじゃなしに、事前避難というものは来るであろうということが分かって、そういう判断をした段階で逃げなさいやということではないかと考えていますが。

瞬間に津波が発生したいうときには、5分か10分で津波が来ると。そういうことを言ってるんじゃなしに、この事前避難というのはあくまでも来るであろうということが想定、判断された段階で事前に避難しなさいと、そういうことではないかと考えていたんですが。

もう一度お聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

南海トラフ地震臨時情報は、平時より相対的に地震が起こる可能性が高まったという情報でありまして、必ず、例えば1週間後に地震が起こるというものではありません。

黒潮町はこれまでも突発地震に備え対策を進めてきており、避難道、それから津波避難タワー、そういうものにより津波到達時間等を計算した結果、避難が間に合わないという個所はございませんので、地震が発生した後でも避難が完了できるということで事前避難対象地域は設定しておりません。

しかしながら、要配慮者等の避難に時間を要する方、そういう方々もおられますので、町内全域に高齢者等避難を発令し、必要な方は高台や安全な場所への避難、そういうものを促すようにしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

平時の訓練が行き渡り、設備も避難施設もだいぶ充実してきたからかなというようには考えておりますので、この点についてはこれで分かりました。理解しました。

それから、2番目いきます。

事前復興まちづくり計画などについて質問致しますが、これはですね、佐賀地域事前復興まちづくり計画の策定に住民との話し合いが行われていますが、土地利用などどのような内容か問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは矢野議員の、事前復興まちづくり計画の土地利用についてのご質問にお答え致します。

昨年度末に策定が完了しました佐賀地域の事前復興まちづくり計画では、高規格道の土佐佐賀インターチェンジ周辺から白石団地付近と土佐西南大規模公園の東公園周辺の2拠点で、復旧、復興を行っていくこととしております。

具体的には、土佐佐賀インターチェンジ周辺から白石団地付近を新市街地ゾーンとし、都市機能を誘導するとともに、東公園周辺では住宅系土地利用を行う計画としております。

現在の市街地は、津波の浸水後に産業系土地利用を中心に転換していくこととしています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

ちょっと私が思うにはですね、これ新聞で最初資料を拝見したわけでして、それからこの限られた土地を限られた予算の中で逃げる場所を確保する。また、発災後の復旧に速やかに着手するために計画を策定するというのは、私はそれは大変いいことだと思うんですが、どうもね、こんがらがってきてですね。

この最初の土佐西南大規模公園の東地域の付近につきまして前々から質問を重ねておますが、どうしても現行、都計法の問題があってですね、都計法の指定区域の中で用途地域を指定しておると。それは公園区域であると。で、公園区域の中で必要があるとして土地を買収し、しかし、その土地が塩漬けの状態になっておると。その問題と、せんだって、この公園区域を除外したところがございます。それは事業認可を受けてない部分でございまして、そこは除外したと。公園の事業も速やかにやっていくことによって、付近の住民が避難する場所、それも必要であると。で、そのへんのことですね、土地利用がなかなか分かりにくくなってきておりまして私なりに質問をするわけですが。

この町の計画でもですね、事前復興まちづくり計画の策定に当たっては住民とのワークショップを行い、佐

賀支所、総合センター、診療所、学校などの公的施設や民間企業などの配置を含め、高台などの安全なまちづくりについて事前の合意形成を図っていくと。こういうことが規定されておりますので、土地利用計画の中でこういったものをどこへ落としていくかとしておるのかということも含めてですね、質問をしておるわけです。

この今言いましたところで、公園のまずは用地取得しておるところですね、そこら辺へじやあどういうような施設を設けるのか。そういうことも踏まえてですね、もう一度この事前復興まちづくり計画の策定にどのような内容なのかですね。

というのは、もうちょっと、大体において計画を頂いたのが9月の2日にこのまちづくり計画の概要版を頂いておりますけれども、そのへんがなかなか分かりにくいくらい私は考えておりますので、もう少しそのへんをご説明いただきたい。

もう一度聞かしてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

事前復興まちづくり計画につきましては、住民の皆さんとのワークショップによって現在の計画が出来上がっておりまます。

その事前復興まちづくり計画そのものにつきまして、被災後の町をどのように復旧、復興するかということを住民の皆さんと話し合ってまいりました。

その結果、東公園であったり、佐賀インターチェンジや白石周辺、そちらの方に住宅、新市街地、そういうものを形成していくというご意見をいただいております。

矢野議員がおっしゃられるとおり、今現在公園区域となっておりますので、今現在何かをしようとして、いろいろな法的な規制であったり、どのように東公園を活用していくらいいのかというようなことも再度検討をしなければいけない面もますが、現在出来上がっておりまます計画上は、あくまでも被災した後の復旧、復興を目的とした計画ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

それではカッコの2番へいきまして、ちょっと先ほどとダブっていくわけですけど、土佐西南大規模公園佐賀東地区の買収した土地が塩漬けになっている。

この土地を運動広場のかさ上げに活用すれば、平時においては運動施設となり、非常時においては避難場所として活用できますが、姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、東公園の活用についてのご質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園の佐賀地域、東公園においては、土佐西南大規模公園建設同盟会が屋内運動施設などの要望を県に対して要望を行ってまいりましたが、昨年度末に策定が完了した佐賀13地区の事前復興まちづくり計画においては、同公園周辺が居住ゾーンと位置付けられています。

被災前の東公園の活用として、公園と防災の両面から、課をまたいで検討しています。

また、高知県の関係各所とも、こうした点を踏まえながら、引き続き協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

事前復興まちづくり計画の位置付けというのは、被災した後のことです。

それで私が質問しておるのは、被災前に、その地震津波が来たときに逃げ場所。施設やないですよ。建物やなしに、とにかく付近にある方が逃げないかんと。

ほんで、事前復興でなくして現状の土地を法に基づいた執行をすることによって、それは地震津波が来る前にかさ上げができるれば、付近の方々の避難する場所ができるわけですね。だからそのことを私は発言しておるわけでございまして、事前復興まちづくり計画でそういう話に、施設用地ですか。そういうことになったという資料とかいうものは頂いた記憶もございませんので、それから年間を通したスケジュールに工程なんかが頂いておりませんので、住民側としてはなかなか分かりにくいわけです。

もう一回元へ返しますが、事前復興まちづくり計画で施設用地として決まつたのは、それは発災後何年か以内にその計画を動かしますよということでありまして、今の私が質問しゆうのは、今晚来るかも分からん、明日来るかも分からんこの地震に対してですね、住民の逃げる場所を確保せないかんと。あの界限の人たちがあの運動場へ逃げても、浸かる高さなんですね。前から訴えておりますが。だから開発するというて買収した土地が塩漬けになっておるので、そこを運動広場にしていけばそこも活用できるわけで、運動場として活用できる。また、そこにある、今山なりですので、その土を低い位置にある運動施設ですか、運動場、グラウンドへ投入して埋め戻しすれば、かさ上げができる。

これは現行の制度の中での予算執行ですね、私は合理的な考え方であるとそう考えておりますので、そのへんを発災する前のことと言います。このグランドのかさ上げは。

ほんで、まちづくり計画で施設用地として決まつたのも、それは発災した後の動き出すことですので、そこをですね、ちょっと分けて答弁いただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁さしていただきます。

黒潮町の立場でちょっと答弁しづらいところもあるんですけども、これ塩漬けになってる買収した土地というのは、公園の用に供するために県が買収した土地とご指摘であろうかと思います。

県のですね、都市公園区域内で県が買収している用地をいかように活用するのかというの、実施者は県になりますので、黒潮町がということにはなかなか答弁しづらいところです。

質問の中でも姿勢を問うということでございますので、今ご提案いただいております塩漬けの土地を作土して、今の運動公園のかさ上げを県の方に要望するべきではないのかという趣旨として答弁さしていただきますと、まだ東公園の利活用がですね、どのような形で利活用することが現段階、それから被災後の迅速な復旧復興、このバランス取ったときにどのような活用が一番望ましいとのかというのは、町としてもまた結論が出ているわけではございません。

その結論を得た上で、今ご指摘のように、復興に着手する前の段階においてはかさ上げをし、避難場所とし

て活用することが有効であるという結論を得たならば、県の方にはしっかりと要望さしていただきますが、重なりますけれども、まだ町としまして東公園の被災前の有効活用について確たる結論を得ているわけではございませんので、今しばらくお時間を頂戴したいと思います。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

カッコ3へいきます。

公園区域を除外した区域などを含むと思われる施設用地などの調査を行っていますが、このカッコの1、カッコの2を網羅した土地利用計画図を策定しているか問います。

といいますのは、先に働く場を確保する必要があるということで、一昨年ですかね、あの辺を調査して、工場用地とかいうものについても特に調査をしていただいておりますが、そういったもんのその工場用地を調査したあの界隈ですよ、公園。都市計画に言うところの都市公園の界隈付近ですね。インターを含めてその調査していただいておりますので、この新聞発表、事前復興計画を策定していただいておりますので、そのへんにこの地域拠点ですか、ここのピンクで塗っておるところがありますが、この界隈での働く場、工場用地ですね。この辺ではどのような位置付けをされているのか。その土地利用計画の中でどういうような計画図ですね、策定しているか問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、公園区域除外した土地利用計画のご質問にお答え致します。

佐賀地域の工業用地を整備することを目的に、令和3年度に5カ所、令和5年度に2カ所の候補地調査を行っております。

令和3年度に行った候補地の中に、東公園周辺等の候補地調査もありますが、この調査以降、具体的な計画は持ち合わせておりません。

佐賀地域の事前復興まちづくり計画においても、東公園付近や佐賀インター付近を居住ゾーンの一つとしていますが、あくまでも被災した後の復旧、復興する新たな町の姿としての土地利用計画となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

なかなか、さまざまな問題が課題が大き過ぎて、一口にできない言うのも想像はできますが、何分にも人口が減ってきておるこの現状においてですね、何かそういう、今この逃げ場がないところで生活を頑張っておられる方のある夢とか希望とか、何か展望が開けるようにしていただきたいわけでございまして。

先ほど伺いました、施設事前復興まちづくり計画の中で施設用地として位置付けたというようなことも伺いましたが、やはりこれは書面などで広く住民などにお知らせしていただいて、力強く行政が前進しておるんだということを広く訴えるようなことが、また生活されておる方の、どう言うんですかね、力になるのじゃないかなあと、こんなふうに思うわけです。

もしその施設等の計画ができたということであるならば、それは広く住民に許されるならばお知らせ願いた

いと思うわけですが、どのようなお考えか。

質問致します。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁さしていただきます。

利用計画が組めますと、ご指摘のとおり、広く住民の皆さまに周知をすべきだと考えています。

特に東公園の、先ほどの質問にもありましたグラウンド、それから周辺地の利用につきましては、事前の利用、それから事後の利用について、県と今協議を進めているところです。

ただ、質問の中にもございましたようにちょっと課題が大きくてですね、関連法律もさまざま絡んでいることもありますと、あるいはその得た結果を迅速にお伝えできるように、協議の方迅速に進めてまいりたいと思います。

できるだけ住民の皆さまに安心していただけるように、自分たちが今行っている協議も、プロセスでありますとか、あるいはその得た結果を迅速にお伝えできるように、協議の方迅速に進めてまいりたいと思います。その上でですね、誤解のないように申し上げますと、事前復興まちづくり計画というのはある意味構想段階のお話でございまして、これが将来的にですね、このままの形できちっと動くかどうかというのはまた別の話でございます。これは社会情勢も変わってまいりますし、さまざまな法制度、法体系も変わってくるわけでございまして、それらを柔軟に活用しながらということになろうかと思いますので、少しの変更はあろうかと思います。

いずれにしましても、住民の皆さまが求められている情報というのはあろうかと思いますので、そのへんは迅速に対応させていただくように致します。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

分かりました。

それではですね、次の3番の、食べ物などの対策について質問を致します。

カッコ1番ですね、人間の食べ物、米や野菜など、果実などですね、鳥獣による被害が発生しています。

このままでは、耕作意欲が喪失し、食べ物が不足するなどの深刻な事態が予想されます。

現行制度を見直すなどの対策を問います。

まず、1点目はここで。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ1、鳥獣による被害が発生している。食べ物などが不足する等の深刻な事態が予想される現行制度を見直すなど、対策を問うのご質問にお答えします。

議員ご質問における、昨年度の町内での有害鳥獣、カラス、イノシシ、シカ、ハクビシンなどに起因する農作物の被害状況につきましては、国への報告書のうち、被害面積としまして278アール、被害数量3万727キログラム、被害金額としましては884万6,000円の数値となっております。

この数値につきましては、令和5年度と比較し農作物の被害面積は横ばいですが、被害数量は1.8倍、被害金額も2.4倍と、大幅に増加をしている状況でございます。

このような被害状況に結び付いた主たる要因としましては、昨年度における有害鳥獣捕獲頭数の大幅な増加にも表れており、近年の温暖化の影響による暖冬や梅雨時期における降雨日数が比較的少なかったなど、イノシシ幼獣などの生育環境に適していたことによる個体数の増加に結び付いたと捉えております。

また、近年増加しております耕作放棄地などにより、住家の近くで野生鳥獣が身を隠す、あるいは巣作りができる環境体系が一定整い、結果として個体数の増加につながっていることも要因の一つとして挙げられます。

議員おっしゃられる現行制度としましては、有害鳥獣の個体数管理、箱わななどによる現場での鳥獣捕獲事業と、田畠への侵入防止策となるワイヤーメッシュ柵などの防除対策を基本施策とし、鳥獣被害防止への取り組みを進めております。

また、農業関連施策としまして、有害鳥獣の餌場や住み家となる耕作放棄地対策において、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用し、農業生産活動の継続を図ることで、農地の保全及び多面的機能の維持を進めており、結果として食料自給率の向上につなげるべく、各集落において事業の展開を図っております。

このうち昨年度において報奨金支払いを伴う有害鳥獣等捕獲頭数につきましては、令和5年度対比で1.67倍の捕獲頭数となっており、本年度以降の鳥獣被害の軽減に、その対策効果が一定数反映されるのではないかと考えております。

町としましても、耕作意欲を失いかねない田畠での鳥獣被害の影響は十分に承知をしており、引き続き、鳥獣捕獲に携わる皆さまや猟友会の方々との情報共有を密に取り、現行制度の不備な点や改善点についての個別の検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

今答弁いただきました分についてですね、大変多くの有害鳥獣の捕獲の成果はお聞きしました。

これも大変多くの方の狩猟をされる方のご尽力やご協力がいただいたものであるというように私は考えるわけですが、もうなかなかね、人間に近寄ってきておりまして、米なんかはもう、中山間のリーダーに聞いてもですね、もうこればあやられたらもういかんというような声をお聞きするわけでございまして、既に今年ももうだいぶ入ってきておりますのでね、イノシシが米の水田の中へ。収穫前にやられております。

それから果実などについてもですね、こらもう8月の10日ごろからですね、イノシシがアマガキとは言いながら8月10日ですけんね、まだ渋いやら甘いやら何ともならん形があるもんですが、もうそんなものを枝をへし折いで、引っ張って枝の付け根から下ろすわけですね。ほんで、それで木をものすごく傷めておる。

それから、土に入って来てそれやられますとね、その果樹は枯れるんですね。最終的には、果樹も枯れていきます。特に土にやられたら困るわけですね。やっとなりだしたカキの木でも、もう枯れていく。そういう状況にあります。

こんなことがありますので、そういう水田の近くとか、それから畠。そういうものを、山奥で捕ってくれるのもありがたいです。山からずっと出てくるわけですね。ただ、家の近くでゴンゴンやられますと、なかなかこたいますね。家の近くでやられると。

ほんで、遠くにある農地も大事。それはそれで今までどおり頑張って、協力していただいて捕獲していただく。

それはそれで大事なことですが、人間に近寄ってきておる、人家に近寄ってきておるという分はございます

ので、それらも含めてですね、補助金だけでなしに、人家の近くで暴れ回るもんについては委託にするとか、何とか狩猟されておる方にご協力をいただきながらそういったことができないものか。

1点、そういったことの質問を致します。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃられる住家近く、あるいは住家近くにすぐ鳥獣、イノシシなどが出てきた。そういったときの有害鳥獣被害における緊急時の対応としましては、まず、現地での状況を担当者が確認し、その後、銃器による捕殺や追い払い、あるいは箱わなを設置してでの捕獲などの手段を検討し、銃器の使用であれば中村警察署に使用の報告を行った上で、鳥獣被害対策実施隊メンバー、地元の方が中心となってくる場合もありますが依頼を行っております。

そういった中で緊急の対応は行っているところでございますが、議員おっしゃられるように、そういったイノシシの出てくるタイミングっていうのがかなり年間通じて増えてきております。また、住家の近くに箱わな等を設置した場合には、その管理やあるいは餌等の管理。そういったところの匂いとか、そういった一般的な問題も出てきているところもございます。

そういったところで、捕獲に関する実施隊のメンバーの方には非常にご足労を掛けているところですが、そのような対応で現在取り組みを進めています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

ご協力いただいているというのは私も重々承知しておりますし、大変ありがとうございます。

だけど、仕組みそのものもやっぱりこう見直していただいてね、現状でやり方でいいのか、匂いがあるとすれば匂いのないやり方で、わなを増やすとか。わなを増やすことによって人間の危険性がどうであるかいうことも当然出てくるわけですが、いろんな角度からですね、獣友、狩猟されておる方々や団体に対してですね、協力お願いするように。当然予算を見てもですね、だいぶ予算執行していただいております。町の予算も。

しかし、やはりそういう被害が続いているということでございますので、もう一度ですね質問致しますが、いろんな方法を検討していただく、そしてみんなが安心して暮らせるいうようにするために、やはり狩猟者の格別なご協力をいただかなければいけないので、具体的にそういったことに対して要望など、要請などできるものか。

そのへんを、もう一度お聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃられますように、非常にこの鳥獣の捕獲に関しましては、特に緊急時において鳥獣被害の実施隊の方に非常にご足労をお掛けしているところでございます。

現状でその対応について、やはりそれが限界とかですね、そういった形で被害の拡大が現在、一定あること

も承知をしているところではございますが、その現在の方向についてですね、なお、捕獲隊のメンバーとも話し合いをし、今までいいのか。また、そういった形の制度について見直しを行うか。そういったところは引き続き協議をしてまいりたいと思いますので、現状ではこれといったですね、改善点等の有効な手段は見つかっていないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

どうもどうも。

それでは、次のカッコ2番へ移りたいと思います。

イノシシが住家の裏斜面や町道などの上部斜面を掘り崩すため、落石による被害が発生していますが、捕獲などの対策を問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ2、イノシシが住家の裏斜面や町道等の上部斜面を掘り崩すため、落石による被害が発生している。捕獲等対策を問うのご質問にお答えします。

現在、イノシシなど有害鳥獣被害における捕獲対策としましては、先ほどの答弁で申しました、箱わな、くくりわな、猟銃などを使用した捕獲または捕殺による対策と、ワイヤーメッシュ柵などの設置による防除対策を主とし、各事業の取り組みを進めております。

この捕獲対策における許可制度につきましては、有害鳥獣捕獲許可を受けた者となっており、町内では許可を受けた108名の方が鳥獣被害対策実施隊のメンバーとしまして、農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、捕獲に関する活動を担っていただいております。

議員ご質問における、イノシシが住家の裏斜面や町道等の上部斜面を掘り崩すことによる落石行為やその法面の崩壊につきましては、それぞれの建物の所有者や町道など各施設の管理者が、個々で落石除去などの対応を行っている現状です。

なお、住家の付近や集落における主となる幹線路、あるいは児童生徒の通学路など、緊急的に人身被害を伴う危険性があると判断される場合におきましては、鳥獣被害対策実施隊の隊員の皆さんにご協力を願い、現地状況が許す限り、速やかに対象鳥獣の捕殺、あるいは箱わなによる捕獲の対策を取っております。

今後とも、急を要する鳥獣捕獲などにご尽力をいただく鳥獣被害対策実施隊の皆さんと常日頃から情報の共有に努め、全体被害の抑制や防止への取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

今のところで、努力していただきゆう分は分かりましたが。

ただ、人家近くで人間を困らす。落石行為をすると、あるいは町道で、法面の上から石を落としてくるというようなものについてをですね、その辺でまず捕獲をどの程度されておるのか。されてないとすれば、その辺へ特別に協力の依頼をしてですね、そういう捕獲するための設備いいますかね、そういうものを仕掛け

るという実績がどの程度ありますか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

先ほどご質問のありました年間を通しての活動につきましては、町内における緊急時の有害鳥獣捕獲につきましては、先ほど答弁致しました町より選任を受けました鳥獣被害対策実施隊の隊員の皆さまにより、その駆除活動に携わっていただいております。

なお、昨年度実績における実施隊の出動回数は10回であり、延べ数で27名となっております。

ご参考までに、昨年度の活動個所等実績につきましては、入野漁港内におけるカワウの対策、小川地区及び田村地区におけるサルの出没対策、田野浦地区、出口地区におけるカラスの対策等になっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

今質問をしゆうのは、住家の裏斜面、あるいは町道の上部斜面でそういう石を落とす、それで困るということの質問ですので、そういう困ったところの個所についてのその仕掛けの設定あるいは捕獲の状況等が、それをお聞きしゆうわけです。

で、具体的にはね、やっぱり大体落とすところは大体決まってます。それで、落とすとこの下に、例えば町道やったら町道に尖った石がいっぱいそこへ重なってきて、またそれを何日かするとイノシシがまた掘り返して、路面へ広げていきゆうと。すると、また車がパンクするとかいうようなことがあってですね、出勤前とかあるいは夕方とか、通りかかると大変、それでパンクすると困るわけですね。また雨降りなんかもそれでパンクすると、もうそれは大変なことですわね。

特に山間部においての運転で高齢者などの場合であれば視力も低下しておりますので、なかなかそこの石が散乱しておる場合ですね、それよけることも大変になってくるということがございまして、そういう意味からですね、この2番についてはですね捕獲などの対策を問うということでございますので、答弁の方お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えします。

町道への落石等につきましては、落石があった際に路面清掃を行うなど、そこを管理する建設課、あるいはまちづくり課により維持管理の対応を行ってまいりました。

繁盛に落石のある路線もございます。路面清掃を行った翌日には新たな落石も見受けられることも多々あり、議員おっしゃられますように、イノシシが町道上の山を移動しているのが原因でないかというふうに捉えております。

これまでの対策において、町道維持管理の部分におきまして落石を防ぐ防護柵等の設置は一部の路線でしかできていないのが現状となっております。

今後におきましては、鳥獣対策の面からもですね、今まで町道付近の落石対策における箱わなの設置。そ

いった事例は、ほとんど現実としてはございません。

今後、道路管理者との情報共有も行い、そういったイノシシの状況の意見も取り入れながら、箱わなの設置など有効な方法を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

それでは、カッコの3番へ移ります。

鳥獣が人間と距離を保つためには、野山に食べ物が必要と考えますが、姿勢を問います。

というのがですね、今まで質問の中にあった食べ物を本当に横取りされていくという。収穫前にやつとのことで収穫できると思いついたら野菜が取られておるとかいうことがある中ですね、もう一つ困った問題は、人家の近くへ出る回数が増えており、人間に対して威嚇をしてくると。攻撃を仕掛けてくるという、そういう姿勢を見せるイノシシがあるということをお聞きしました。ほんと、これはなかなか大変なことだと。イノシシもそれほど人間に近寄りたいことはないかも分からんけれども、何か人間に近寄ったらうまいものがあるということを覚えたのかも分からんですが、私にイノシシが威嚇してきたというのは、それは女性の方からお聞きしました。

そういうことになるとね、なかなかイノシシはね突進力がございまして、突き当たってこられたらたまたもんじやございません。今まで食べ物ということで来ておりましたが、今度は人間へそのまんま目掛けてくるというふうになればですね、これはその辺に人間もおれんなりますので、何か人間に近寄らないようにしてもらう必要があるなあ。

そこで質問は、鳥獣が人間と距離を保つためには野山に食べ物が必要と考えますが、まあ大変難しいことも分かりませんが、住民の暮らしを守るためにもですね、このことについて姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ3、鳥獣が人間と距離を保つためには、野山に食べ物が必要と考えるが姿勢を問うのご質問にお答えします。

鳥獣被害対策における基本施策と致しまして、先ほど答弁を致しました個体数を管理するための捕獲や捕殺、柵の設置による侵入防止対策以外にも、野山や原野などにおいて、鳥獣関連の生育環境の再整備がうたわれております。

特にイノシシなどに適した生育環境とは、広葉樹林や竹林、茂みが多い低木部の森林や飲み水が豊富な耕作放棄地などの場所を好み、食性は雑食であるため、主にイネやイモ類、タケノコ、果実、木の実、昆虫などを昼夜問わず食しております。

現在では、町内における山林面積のおおむね54パーセントがスギやヒノキの人工林であるため、シイやドングリなどの広葉樹林や低木を主とする雑木林の割合が相対的に下がっており、イノシシなど有害鳥獣が餌を求めて里に出てくる状況が確認されます。

実際には、議員のご質問にございます、野山における食料の確保は一定の効果を発揮するものであるとは考えますが、関連する用地の確保やあるいは一定耕作に係る関係者のご協力、その後の維持管理面などの対応も含め、実施にはかなりハードルが高い面があるのではないかと考えております。

先ほど申しました生育環境整備における取り組みとしまして、集落に近づけさせない緩衝帯などの整備や、鳥獣の住み家となりやすい藪などの除草や伐採などが挙げられており、先ほどの答弁でお答えしました中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用することにより、耕作放棄地の発生を抑制し、人間と有害鳥獣との距離を一定保つことで、集落に近づけさせないための予防対策になるのではないかと考えております。

いずれに致しましても、鳥獣被害の防止、削減は中山間地における農業施策の喫緊の課題でございます。今後とも、有害鳥獣個体数の管理、侵入の防止、生育環境の整備を各関係者の皆さんと重層的に取り組むことで、さらなる被害の拡大を防いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11番（矢野昭三君）

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

次の質問者、山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

それでは、通告により一般質問致します。

訪問介護ヘルパー不足対策について問います。

人出不足は、少子高齢化に伴い労働人口が減少し、さまざまな業界が同様の状況に陥っております。

2025年問題では、人口の約4人に1人が後期高齢者になるとある現在、介護職場の人員不足は深刻な問題であります。

ヘルパー不足の主な原因は、賃金水準の低さ、身体的、精神的な労働環境の厳しさ等が多数ある中で、昨年は訪問介護の基本報酬が約2パーセント引き下げられ、多くの小規模事業者が経営困難に陥っている現状です。

介護報酬は3年に一度、国が改定する制度に倣って行うものですが、ヘルパーの待遇向上のために、国への働き掛けや行政による支援対策の拡充ができないかというものです。これを問うもんです。

これは現在、黒潮町社会福祉協議会には14人の登録ヘルパーが在籍しております。このうち、65歳以上の方が7人とのことです。なかなか若い人が手を挙げてもらえないで、主に定年後の方を雇用して、社会保険の適用ある者の賃金は時給扱いとなっております。定年は75歳となっており、新規採用者は応募者がいないため、いないという現状です。

また、登録者の中には、まあしんどくて退職したいという意向の人もいるようですが、それを無理して慰留して、引き留めを図っているという状況のようです。

黒潮町社協が受け持つ47人の要支援者の中には、四万十市の事業所よりヘルパーが派遣されております。現状から推測すると、介護現場で働く人が減り制度の支え手不足となり、5年後には確実にヘルパーの不足が生じ、介護難民が出てきます。

介護保険サービスの制度は独立採算制でありまして、社協が介護の事業報酬として町に請求を行い、国、県、市町村から支給されるものを財源にして、事業所が運営やヘルパー賃金を決定すべきであることは承知の上ですが、ヘルパー不足対策等のもろもろの問題点を改善するためには、賃上げを進め、人材確保という方向で黒

潮町も関係機関と連携して進めていかないと、これからは大変なことになるという危機感から質問するものです。

1回目、終わります。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは山本議員の、ヘルパーの待遇向上のために、国への働き掛けや行政による支援対策の拡充ができるか、のご質問にお答え致します。

先ほど議員がおっしゃられたように、現在、黒潮町内の訪問介護事業所は1事業所のみとなっております。

訪問介護職員は、登録ヘルパーとしては14人であり、正職員などを加えると17人となります。

この1事業所のみでは町内のニーズを全て受けることにはなっておりませんので、近隣市町の訪問介護事業所からサービス提供を受けながらではありますが、町内のニーズにはお応えできている状況です。

しかし、訪問介護職員の年齢層を見ますと60歳代以上が半数近くの8名となっており、今後10年先を考えると、先ほどありましたように定年等により7名の方が離職することになります。

このまま新規採用ができないければ、正職員も含めて10名となってしまうことになり、近隣市町村も同様の課題がありますので、このままだと利用者さん全員へのサービスの提供が困難となってきます。

今後どのように訪問介護職員を確保していくかにつきましては、町だけではなく事業所や県など、全国的な課題であると認識しております。町としましても、事業所とも協議を行っており、県や国に対しても機会があるごとに、現在及び今後の状況についてお伝えしております。

この課題につきましては黒潮町だけでなく、高知県下ほとんどの市町村に共通する課題となっていることなどから、今年度、高知県は、訪問介護のサービス提供体制の確保について、国への政策提言を行っています。

また、支援対策につきましては、これはどの市町村にも言えることですが、介護サービス自体がその市町村内で完結できるものではありませんので、町単独での支援対策の拡充を行うことは難しいかと思われます。

現在、町が事業所へ支援策の一つとして実施しています黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金などを有効に活用していただくことで、介護サービス事業所の支援策につながればと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

現状ではなかなか困難なことはよく分かりますが、募集をしても手を挙げてくれないという、こういう現状でございますので。

ヘルパーのキャリアアップ対策として、資格を取得するための研修や講座があります。この費用の一定部分を事業所等が負担して援助していますが、現状では受講者がほとんどなく、受講後のヘルパー登録もない状態が続いていると聞いております。

この要因は、ヘルパーの賃金水準が低いこと、不規則な勤務時間と1人で行う介護現場の精神的負担が大きく、労働環境が厳しいこと。あるいはまた、利用者宅間の移動時間が賃金に反映されない場合もありまして、実際の労働時間と給与が見合わない、きつい仕事であるというイメージが定着していること等があります。

どの仕事も社会を支える大切な仕事であると思いますけれども、残念ながら、介護ヘルパーの職種は若者に魅力を感じてもらえていない状況であると思います。

それから、研修をやってもう受講者が少ないために町単独ではできないということで、四万十市のグループにお願いしてやってるという現状もあります。

反面、黒潮町では、地域振興策とか少子高齢化対策とか環境保全、生活保障とか、こういうのに一般財源を多く投入している分もあります。あるいは、子どもさんに、育てていくことが大変ということもありまして、給食費の無償化や年齢区分による保育料無償化、あるいは県立高校、大方高校へ対して、これはまあ県立高校でありますけれども立派な寄宿舎を造り、交流事業費等も組まれております。こういうとこにはお金を入れてありますので、あるいはまた物価高騰対策臨時特別給付金等と、たくさんあります。

ほんとそういうことからいくと、本当に老後の困ったところを支えるヘルパーを、何とか希望の持てる職業対策として一定の応援をすることができないかというものを、再度問うがです。

困難性はありますけれども、やっぱり働き掛けてやってもなかなか動いてくれない。中山間地域というのには20分以上かかるところですかね。これには対応のあれって、旧佐賀地域は対応になると聞いておりますけれども、なかなかこれでも現状は厳しい状態であると思いますので、そこらあたり再度お聞きします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、山本議員の再質問にお答え致します。

先ほどおっしゃられましたように、確かに後継者不足ということは、今現在、問題になってはおります。

黒潮町としましては、幡多郡の中でも率先して、この訪問介護職員の初任者研修を行ってきた成果はあります。ただ、先ほどありましたように、だんだん受講者の数が減ってきたりとか、あと、その受講を受けられた方につきましても、なかなか地元の登録ヘルパーとかは就業につながらないといった課題がありまして、現在は四万十市の研修の方にお願いしているといった状況もございます。

先ほど、給料等の補助につきましてですが、どうしてもこの町内が1事業所でできているのであればそういうことも検討はできるかと思いますが、先ほど答弁でもありましたように、近隣市町村の対応、訪問介護事業所からも協力をいただいておりますので、そういうところから、例えば黒潮町のヘルパーの賃金を上げるといったときに、そこから派遣されてる方の賃金を上げるということになると、なかなかちょっと問題もございます。

そういうところも含めながら、今後につきましては、県や国の動向に注視しながら、また事業所との協議、それから国や県への働き掛け等を行っていき、訪問介護職員の確保に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

まあ、今の課長の答弁で、困難なことはよく分かります。分かりますが、このままでは本当に困ることが出てきますので、ぜひそこらあたりを今後も努力してほしいと思います。

そこでですね、次へいきますけど。

都市部では、病院事業所、介護等の業務に、東南アジアの人々を中心に雇用が行われております。文化、宗教、言葉等の困難性はあるが、関連する団体との協議を行って、訪問介護ヘルパー確保のため、今後、黒潮町に外国人労働者の雇用を検討する考えはないかを問います。

これはですね、いくら募集をしても応募がないヘルパーの現状を考えたときには、やはり外国人労働者に頼らざるを得ない。こういうものを検討するのも、選択肢の一つやないかと思うんです。これは、何て言いますかね、臨時的なというよりは社会の構成員として受け入れるという考え方です。

令和6年度まではですね、外国人ヘルパーの方が一対一で介護をすることが禁止されておったようですが、令和7年4月からは一対一の介護が認められて、この条件をクリアする対策を講じているということあります。

介護を受ける側には、日本人ヘルパーを希望する人もおりますし、外国人雇用の場合には、言葉の壁や文化、宗教、治安の違い等もありますし、難しい問題はあります。

それと、かつて発展途上国いわれた東南アジアでも生活レベルが向上しまして賃金も上がり、ましてや円安も相まって、ベトナムをはじめ日本で働く人数は減少しています。これは、いわゆる日本で働くメリットがないということになろうかと思います。

外国人の実習生は、日本で3年から5年を滞在し、技能を身に付けて母国に帰った後、また目的があれば再来日してくるわけですけれども、これがなかなか少ないようです。やっぱし今後、関係機関や団体と調整を図りながら検討してみる必要はあるんではないかと思いますが、そこらあたりを問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは山本議員の、関連する団体と協議を行って、訪問介護ヘルパー確保のため、今後黒潮町に外国人労働者の雇用を検討する考えはないか、のご質問にお答えします。

これまで、訪問系サービスにつきましては、技能実習及び特定技能の在留資格で介護業務に従事する外国人サービスの従事は認められておりませんでした。先ほど議員がおっしゃられたように、本年4月から、一定の条件の下、サービスの従事が認められることとなりましたが、受入事業所は利用者、家族に事前に説明を行うとともに、研修や同行訪問の実施など、国に定められた事項を順守する必要があります。

外国人の雇用につきましては、事業所の受け入れ体制が整うことが前提となります。既に技能実習生を受け入れている施設もございますが、訪問系サービスへの従事は4月に認められたばかりですので、事業所の意向等を確認していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4番（山本牧夫君）

いろんな専門はあると思いますけれども、このまま放置しておくとどうにもならない状況が起きますので、そこらあたりを今後も努力してほしいと思います。

私が質問を出した後に高知新聞の方でもですね、1面の方でいろいろ、この介護保険の危機感を持った特集が首長さんからも意見を聞いて出されておりましたけれども、やっぱし考えることは皆おんなじになりまして、もう15年後には高齢者数がほぼピークになる、2040年問題が来ます。ほんで、このときには介護需要は増加して、事業所は人手確保が大変難しく、不安定な時代が到来するであろうと想定されております。

そのためには、やっぱし私たちはですね、まあ人間の使命は、自分が元気なときに次の労働力をどうつくっていくか。次の労働力というのは、別に子どもさんがおるおらんじやなくて、いろんな面でその体制を模索してやっていくことだろうと思います。そういうことが大切なことでありますので。

例えば、介護の賃金を上げてもなかなか人が集まってくれないこの現場を考えたときに、やっぱし30年先の日本の労働力をどうしていくのかということは、これは国を挙げて、地方も一緒に考えていかなければならぬという時代であると思いますので、そこらあたりを今後の政策に生かして取り組んでほしいと思います。

これで質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩致します。

休憩 10時 19分

再開 10時 35分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

13番（濱村美香君）

本日は通告書に基づき、2つの質問をします。

ここ数年の物価上昇には歯止めがきかず、私自身が小さいころから大好きであったお菓子の類いも、その値段は1.5倍から2倍に跳ね上がっている状況です。そのような物価高騰をする中で、まず、学校給食について質問致します。

カッコ1、今年4月から、黒潮町は学校給食の無償化に取り組んでいます。保護者の負担は軽減されたその反面、今年度の状況として、お米をはじめとする食材料の価格高騰や人件費の上昇により、昨年以上の経費が掛かると予測をされています。

安心安全な食材を活用した給食の提供について十分な対応が継続していけるのか問います。

すみません。それと、配布させていただいた表の訂正をさせてください。

学校給食関連比較表の実施人数のところの令和4年度のところ、397とありますが、697名の間違います。訂正をお願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の、食材料の価格高騰に係る安心、安全な食材を活用した給食の提供のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、近年は原材料や資材の価格に加え、光熱費、輸送費、燃料費の高騰などにより、学校給食に使用する食材についても値上がりが続いております。実際に、今年度も複数の食材で価格が上昇しており、その影響を受けております。食材に係る全体経費につきましては、8月以降にさらに値上がりした食材もあるため、現在、経費の整理を行っているところです。

物価高騰の状況にはありますが、学校給食におきましては、児童生徒が学校生活の中で意欲的に学習に取り組み、心と体をつくっていく根幹になりますので、これまでと同様に、安心、安全な食材を安定的に確保し、子どもたちの健やかな成長につながる給食を継続して提供できるよう、しっかりと取組んでいく考えであることに変わりはありません。

また、学校給食に関する国の動向が不透明な状況ではございますが、現段階におきましては、今年度から実施して

います学校給食費無償化を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

学校給食の無償化は子育て世帯への大切な支援であると思うので、継続をしていただけることはとてもありがたいです。

国の方も2026年から、まずは小学校からというような議論がありましたが、まだ具体的に何も示されたりはしてないでしょうか。

その見通しはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えを致します。

町の給食費の負担というのは財政にとっても簡単なものではございませんけれども、子育て世帯をしっかりと支えるという意味で、無償化を継続することは大切な取り組みであると考えております。

国の動向につきましては、町としてもそういった財政状況でございますので注視をしておりますけれども、今の段階では明確なものというものの情報を得ることができおりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

無償化の継続を行うためには、やはり自分の町もそれなりに自己努力をしていかないと、この継続は厳しくなってくると思っています。

無償化を再度有料にということにはまずならないと思っておりますので、そこで何とか国の決定を期待したいところではあるんですけども。その国の期待をするところの金額が全額この給食費を賄えるほどになるとは、期待もなかなかできません。

そのことを前提に、ちょっとこれからも工夫をしていかなければならぬと思うんですけども、手元の資料に挙げたように、1食当たりの経費も、これは人件費や光熱費、修繕費まで全て含んだ総額の、食数人数で割った数なので、一概にこれが正しいとは言えないかもしれません。年々動向はあると思うんですけども、やはり下がることは今後ないと考えられます。

お米の値段でも、今朝の新聞報道にも昨年の8割増しという価格の報道がありましたけれども、町内の小売店でも昨年は新米が2,500円から2,700円で販売されていましたが、今年の新米は軒並み3,800円から4,500円、これは5キロの価格です。なので、農家さんにとってはやっと労が報われるときが来たなという思いはあります。その価格を否定するものではありません。農家さんの苦労がやっと報われるというふうに思う反面、米を主食として大量に消費する事業所や個人の家庭にとっては、影響が出る状況になっております。

しかし、育ち盛りの子どもたちには、しっかりとご飯を食べさせていただきたいと思っております。今、おかげができている状況もあり、食べ盛りの子どもたちがゆっくり給食を食べて、お昼からもしっかりと勉強に取り組めるようにという仕組みになっていると思いますが、これまでどおり米の給食量というか配食量ってい

うのは変化なく継続できるでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えを致します。

給食の給食量につきましては、栄養士が献立を立てておりまして、毎年その残食というのもしっかりと確認をしながら、学校の方と情報を得ながら、場合によったら小食の児童もいますので、残食にならないように適切な量を配分しております。

今年度も7月に、毎年1年間のお米を仕入れる見積もりを取っておりますけれども、今年度も安定的に供給ができるような対策を取ってございます。

教育委員会としては、しっかりと安定的な食事の提供をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

安定的に供給できる仕組みが取れているということで、一定安心はしました。

他の市町村によっては、麦のご飯にしたりだと、あとパン食が増えた、麺食が増えたという状況がありましたが、うちの町は現状どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えを致します。

令和6年度から7年度当初にかけまして、お米の確保が大変厳しい状況になりました。令和6年度の7月に見積もりを取っておりましたけれども、なかなか町内の各所でお米が足らなくなりまして、確保が難しくなるという状況も生じましたけれども、その中で、しっかりと今のお米というものは確保しながら提供をしてまいりました。

令和7年度の見積もりを取った以外のお米も使いましたけれども、子どもたちにはしっかりと、麺の日は麺の日、パンの日は、町内にはパンの事業者さんもいますのでパンの日ということもしっかりと考えながら、お米はお米として、そのひと月のメニューの中でしっかりと提供するという形で、提供をさせていただきました。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

主食については、ご飯や麺、パンなど、確実に安心して提供できるということで安心をしました。

ほか、あと賄材料費もどんどんと高騰していくと思われますけれども、一つ、その町内産を活用する这样一个所では理念の中にあると思うんですが、その町内産がいったん外に出て、そこから購入するという形になるケースがあろうかと思います。

というのも、1つ給食のお野菜を取り扱ってくださっていた事業所が閉鎖したということがあります。そのことによって、なかなか町内で町内産を確保することが難しいという現状があると思うんですけども、そのこ

とについての状況は。また、その工夫があればお願ひします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、濱村議員の再質問にお答え致します。

これまで教育委員会と致しましては、学校給食につきまして、その食材の産地について、まずは黒潮町内産が確保できれば町内産、優先的に行っております。次に、県内産、国内産、最終的に外国産とこういう順序で納入をしていくという方針で進めてまいりました。黒潮町の子どもたちにはできるだけ地元の食材をいろんな味で食べていただきたいという思いで、この流れとなってきております。

一方、町内の事業者、大きなところが閉鎖になりましたので、その後の仕入れにつきましては、町内の事業者さんが手を挙げてくれまして、そこにお願いをしておりますけれども、教育委員会としては、先ほど説明した黒潮町内産を優先的に使いたいという考えは変わっておりませんので、この方向性でこれからも仕入れ先について模索をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

町内で生産されたものがいったん外に出てくると、100円のものが200円となり返ってくるようなイメージです。確実な金額ではないんですけど。

そうすると、生産者さんには100円しか入らないし、買う側は200円になってしまいうとい、少しそこでその不利益が生じるとか、生産者さんも町内で直接販売できれば100円で販売でき、買う方も100円で買えるという良さがあります。いったん外に出ると、何か衣をつけて帰ってくるというかそういうふうになってしまふので、主婦目線の単純な計算ではあるんですけども、やはり町内産は町内産でスマートに販売できたら、たとえ100円の物が150円で売ったにしても、買う側にしては50円の、200円で買うよりは安いっていう、その仕組みが出てくると思うんですが。今後、そういうふうに町内の中で何らか給食の食材を確保していく、提供していく仕組みがつくれないのか。

集落活動センターやら、さまざまな農家さんの力ある方たちがおいでます。そういう思いも持っている方も実際おります。何とか給食を、うちの町で作った野菜を子どもたちに食べさせたいっていう思いがあるんですけども、なかなかそこを取りまとめていく組織がないと、個人では動けないということもあるんですが。

町内産を本当の意味での地産地消をしていくっていう、どこも町外を介さずに消費していく方法の模索というのは、今後給食の食材についてそういう思いというか、町の方向性はないでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

まず、学校給食につきましては、安定的な供給ということが一番大事かと思います。従いまして、それぞれのところで食材を作られておるということであったとしてもですね、それが確保できるのかどうかという問題1つあります。

そして、献立がですね、事前にもうできておりますので、その中でですね、今言ったことがですね、着実に

履行されるかどうかということがございますので、今後はですね、また今ご指摘いただいた内容につきまして、教育委員会としても検討してまいりたい。研究をしてまいりたいというふうなことで、よろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

子どもたちにはしっかりと、おいしい町の食材をお腹いっぱい食べてもらって、しっかりと勉学に励んでいただきたいという思いがあります。

この無償化を継続していくために、この無償化することによって、今無償で食べている子たちに借金が残らないように、その子たちが、大人になって年をとってこの給食代を払わないかんっていうことにならないよう創意工夫が今後も必要かと思いますので、ぜひいろいろとよろしくお願ひ致します。

次の質問に移ります。

地域経済の活性化についてです。

学校給食と同様に、値上げラッシュによるさまざまな食品や資材の高騰、それに併せて、12月より最低賃金が本県でも1,000円を超えると予測され、事業経営者にとっては創意工夫の必要性が生じております。

働く側にとって、最低賃金の底上げは喜ばしいことあります。しかし、経営者側にとっては厳しさもあります。

カッコ1、町内にはさまざまな業種の事業所がありますが、食材の価格や資材高騰により厳しい経営を余儀なくされていると思われる事業者へ、また、そのような業種の方に聞き取りや現状の把握はできているか、問います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは濱村議員の、米の価格や資材高騰により厳しい経営を余儀なくされていると思われる事業者への聞き取りや現状把握はできているかのご質問にお答えします。

現時点では、個々の事業者からの聞き取りは行っておりません。

また、米や資材の高騰により、事業者の方から産業推進室の方へ相談は、今のところございません。商工会とも連携を図りながら状況把握に努めている状況にありますが、商工会の方にも現時点ではそういった相談は入っていない状況にあります。

町内の飲食業者においても、50円程度値上げがあったり、食後のコーヒーなどなくなったりなど、それぞれの事業者様で経営努力をされていることはお聞きしております。

また、資材の高騰に大きく影響が生じると思われる建設業につきましては、公共事業の状況には左右されると思いますが、資材高騰分につきましても反映されたものになっていると考えます。

また、銀行の方からも、県内の状況についてはお聞きしております。今年の7月に公表されました四国銀行グループの株式会社四銀地域経済研究所の高知県内企業の景況調査結果からも、全産業で仕入れ価格の上昇が5期連続で一番の経営課題となっておりますので、今後も商工会や銀行等から情報収集を行うとともに、町内の事業者情報も収集してまいります。

以上でございます

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

コロナ禍において、さまざまな支援があったころや物価高騰の支援が行われ始めた当初は、聞き取りやアンケートも頻繁にありました。でも、事業所はきっと何も言ってこないっていうことは、言っても無理だろうとか、そういう諦めがあるのだと、徐々に来るこのしんどさをもうこんなものだというふうに耐え忍んでいるか、もうどちらかというふうに私は思っております。

声を上げることも必要なんですが、その前に何らか、自分たちでできる工夫はないかということで50円アップをしたり、食後のコーヒーをカットしたりということだとは思うんですけども、それはその事業者にとってはサービスの低下であって、お客さんにとっても本当はしたくないことだと思います。お客さんのことを思えば値上げもしたくないし、食後はコーヒーも出してあげたい。そういうふうな思いがある中での、何とか生き延びていくための苦肉の策だというふうに私は思っております。

この状況を放置しておきますと、やっぱりお弁当屋さんやら飲食店、そういうことが今すごく誘致をしてくれているスポーツ合宿のお弁当等にも影響してくるのではないかというふうに思います。人を雇えば人件費も高騰してくるし、かといって一人では乗り切れない。で、そこを何人かで回すと本当に利益というものはありません。昔、お弁当を1つ作ると利益率が、粗利が6割あるというふうに言われたころがありました。今、ざっくり計算をしても2割ありません。人件費やもろもろ、その食材等をするともう1割ぐらいの、いいものをお客さんに提供しようとすると、粗利が1割もないような時代になってきました。

年齢がいったからという理由でお弁当業者が閉じたり、なかなか経営のことを考えると継続できないということでお弁当業務休んだ、というような現状もあります。さらに、あまりこんなことを言うと本当に暗くなってしまうんですけども、そういうことをやっぱり乗り切っていくために、何かこう創意工夫が必要だと思います。

次の質問に移りますが。

高知県内、民間金融機関が2024年4月に地域通貨ジモッペイを創設しました。創設の目的は、高知県内のお店の利益が県外に出るのを防ぎ、地域に利益が残るようにとのことでした。

通常、キャッシュレス決済では資料のとおり、クレジットカードで2.8パーセントから3.2パーセント、PayPayで2.8パーセント、d払いでは2.9パーセント、auPayでは2.95パーセントの決済手数料が中央に流れていきます。ひと月に100万円のキャッシュレス決済があると、3万円前後の手数料分が減収となります。3万円あれば、時給1,000円でも30時間の雇用が可能な金額となります。

小規模事業者にとっては、この手数料は大小あれど、マイナス要因となっていきます。しかし、ジモッペイは年間1億2,000万円までは手数料は0円です。1回の振り込みにつき500万円を超えると0.8パーセント手数料が掛かりますが、なかなかそれは大きな規模ですので、手数料実質0円というふうになると思います。

このことを踏まえて、カッコ2、デジタル化の推進に併せて、既存のキャッシュレスアプリ地域通貨ジモッペイを活用した地域内での経済循環も一つの方法であると思うが、町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは濱村議員の、デジタル化の推進に併せて、既存のキャッシュレスアプリ地域通貨ジモッペイを活用した地域内の経済循環も一つの方法であると思うが、町の考えを問うのご質問にお答えします。

地域通貨ジモッペイは、高知信用金庫様が独自に開発したデジタル通貨で、スマホにダウンロードしたアプ

リからQRコードを読み取って支払いができる仕組みになります。県内の自治体においても、商品券事業などに活用される状況にあります。自治体が独自でシステムを構築することなく活用できる仕組みであると認識しております。

現時点では、本町で地域通貨ジモッペイを活用している具体的な取り組みはございませんが、地域通貨ジモッペイを活用した町独自の取り組みができないか検討中 있습니다。

活用方法については、検討中の段階にありますので、まだ具体的にお示しできる状況にはありませんが、今後具体的なことが決まってまいりましたら、またご報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

このジモッペイにつきましては、昨年から1年半あまりたっておりますが30事業所ほど町内でも加盟をしております。それはさまざまな職種がありまして、美容室であったり、小売店であったり、大きな量販店も登録をしてくれていて、ローソン等でも使えます。

当初は、高知信金の窓口やATM、セブンイレブンのお店でしかチャージができなかつたんですが、この4月以降は、ローソンでもチャージができるように、より便利になりました。

信金のATM等も町内1カ所しかありませんのでちょっと不便かなというふうに思ってたんですが、ローソンは幸いにも数件ありますので、チャージできる便利さがあります。

住民も、そのジモッペイは通帳がないと活用できないかというふうに誤解をされているかと思いますが、通帳がなくても、PayPayと同じようにチャージをして使えるということも、やっぱ広報していく必要があるかなというふうに思うんですが。

先ほど言わされたように、市町村ではということを中土佐町の方がこの7月に住民税非課税に対する物価高騰給付の対象外の方に対して、そこで給付を受けなかった方を対象にジモッペイを活用したデジタル商品券の配布を行いました。デジタル商品券を希望されない方は現金給付となつたようですが、デジタル給付は2万円、現金給付の場合は1万5,000円という差をつけ、子ども加算については、デジタル商品券のみ5,000円加算という形をとつたようです。

現金給付はお金が町内にとどまらない可能性もありますが、この中土佐町のジモッペイの例を挙げると、デジタル商品券は町内のみでしか使えないような仕組みを作つて、町内に還元していたというふうに聞いております。

室長の答弁では、今後ジモッペイを活用した給付等も活用されていくと。検討中という答えを得ました。このデジタル給付を活用したらいなと思うのは、新たなシステムが要らないことと、もうだいぶスマートフォンが普及をしてきたということと、今、簡単にアプリを取り入れて活用できるような仕組みになつてはいるつていうので、ハードルがとても低くなつてゐると思います。なので、やはりそういうジモッペイを活用した取り組み、中土佐町のようにしていったら、今後ボランティア、町内で、妄想していくと、ボランティアポイントなんかもジモッペイで給付をする。あと、健康づくり等のポイントもジモッペイで給付をしていくというふうな健康づくりや介護予防とも絡めていけば、もっと役場の職員さんの労力も少なく、住民もハードルの低いポイント、ポイ活になるんじやないかなというふうに思います。

カッコ3番にいくと、先ほどちょっとお答えもいただいたような気もしますが、今後、中土佐町のように物価高騰対策をデジタル商品券で配布するシステム導入と給付事業の計画はないか問いますということで、お答

えできることがあればお願ひします。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは濱村議員の、中土佐町のように物価高騰対策をデジタル商品券等で配布するシステムの導入と給付事業の計画はないのかのご質問にお答えします。

現在、町内の地域通貨ジモッペイへの加入店は30社程度でありますので、商品券等の給付事業への活用の計画はございませんが、先ほどの質問でもお答えしましたように、地域通貨ジモッペイの活用方法について検討している状況にありますので、地域商品券給付事業での活用につきましても一緒に検討してまいりたいと思います。

商品券等での活用を図るに当たっては、加盟店を増やしていくことが現時点での課題と考えますが、町が間に入ってのあっせんは他行との関係もありますので、一定、高知信用金庫様にもご努力をいただく部分もあるかと考えます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

事業所や町民にその加入方法や使い方等の説明は、中土佐町でも信金さんの方が出向いてしてくださっていました。なので、これまで何かデジタルのシステムを構築しようとするときには、役場の職員さんがずっと町民の元に出向いていって、労力を掛けてくださっていましたけど、民間の活力を大いに活用されたらいいと思います。

なので、あと商店さんがその活用の理解ができれば、商店さんの口からきちんとお客様に対して説明や使い方の指導なんかができると思いますので、ジモッペイを普及することによって、さまざま民間活力が活用できて、さまざま効果的に効率的に実践できると私の方は思っておりますので、ぜひ前向きによろしくお願ひ致します。

高知信金のジモッペイは今年の8月に、購入金額の20パーセントをポイント還元しました。1ユーザー3,000ポイントが上限でした。ということは、3,000ポイントたまつたら3,000円分ジモッペイで買い物ができるということです。県内に本社所在地がある事業所は20パーセントポイント還元で、県外に本社所在地がある場合は10パーセントという差をつけています。1家庭2人であれば上限6,000ポイント、5人であれば1万5,000ポイント。そういうふうに、割と今流行りのポイ活よりも率のいいポイ活になります。

8月中ずっとキャンペーンをしてたんですけども、下旬にもうポイント上限3,000万ポイント、上限に達しましたということで途中で打ち切りになりましたけれども、県内に3,000万ポイント回るということは、それをいかにうちの町にいただけるかということで、町民一人ひとり、もしそういう有利なものがあれば、それを活用しない手はないなというふうに思っております。

この厳しい時代に誰も3,000円くれるということはありません。なかなか給付も大変です。そういうときに、こういう民間の活力を活用して、うちの町にちょっとでもお金が受け取れるように工夫をしていく必要があると思うんですが、まだまだそれを知らない住民の方も多く、この地域通貨が住民だけでなく事業所にも優しいシステムだということをもっともっと広く浸透していけたら、本当に少しのお金かもしませんが、それがちりも積もれば山となって、少し循環していくというふうに考えております。

続いてカッコ4の質問ですが、そのように日々の生活の中で町民にとって有益な在り方を模索し、町民への啓発や周知がもっと必要ではないかというふうに考えておりますが、町の方向性を問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員のカッコ4、町民への啓発や周知が必要ではないかの質問につきましてお答え致します。

カッコ3のご質問にもありました、データ通貨を活用することのメリットとしましては、デジタル化による利便性の向上のほか、地域内での経済循環の推進などが挙げられます。

特定の区域のみで使える地域通貨や商品券は、住民や観光客の消費意欲を地域内の店舗に向けさせ、経済の自立や循環を支援していく仕組みです。町内で食事やお買い物をするということは、町内にお金をとどめ、地域経済の維持活性化だけでなく、雇用の創出や地域コミュニティーの維持など、町の暮らしを守っていくことになります。

日々の買い物一つがまちづくりの一助となっているということを町職員としても自覚するとともに、広く周知啓発する方法を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

より有益な方法を地域住民の方に周知していただくことは、とても大切なことだと思っています。

1つ、いろいろここ数年間、たばこ税についていろいろ考えていたことがあります。

これも、たばこ税を得たいからどんどんたばこを吸ってくださいということではありませんが、たばこ税、隠された収入源というか、あまりこう広く周知されていない。行政の職員さんでさえも、買った町にその税金が落ちるっていうところを知らない方たちもいると思うんですが。行政の方が知らないということは、町民の方はなお知らないということもあったりしまして、推移を見てみると、資料のとおり人口はどんどんどんどん減ってきてるにもかかわらず、たばこを購入してくださるその金額といいますか本数や税収入は、それほど落ち込んできていないというところが見えてきています。

なので、町外に住まう方にも、勤務先の町内でたばこを買っててくれるとか、町内に住んでて勤務先は他の市町村でも、やっぱり町内でたばこは買うというふうに意識があれば、せっかくたばこを買うならどこが安いということがないのが、たばこです。

この厳しい状況の中で、100円、50円、100円安かつたらそちらに向いて、買い物に行く時代です。主婦は特にそうです。が、たばこはどこで買っても、どの銘柄も同じその銘柄が同じであれば金額も同じです。安売りもありません。なので、せめて黒潮町でたばこというふうに、ちょっと意識がそういうふうになつたらなあというふうに思います。

市町村としてたばこを買ってくださいとは言いがたいかもしれませんけれども、市町村によっては町内でたばこを購入しようと、たて看板を立てたり、ホームページで呼び掛けたりしているところもあるようで、こういう周知も必要かなというふうに思います。

たばこ税は、使い道が市町村で決められる自由な収入源であると思いますので、これがもし住民に周知していただけたら、ちょっとでもこの部分の税金が確保できるのではないか。ちょっと収入が落ち込んだ年もありますが、上がった年もあり、落ち込んだ年もあり、これはやっぱり1つたばこの販売事業所が増えたり、あと

大きな量販店のたばこ販売がなくなったりとかいうふうな動きも関連がゼロではないと思っています。

なので、こういうふうにたばこ税やジモッペイ等を、本当にあまりこう町の方で、無理をしなくても自分の町にお金が回ってくる、その有益な方法の1つ2つだと思っておりますが、これについてはどのように考えておられますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、たばこ税につきましては町にとって重要な収入源となっております。他の自治体なんかも参考にしながら、どういったことができるのかっていうのを検討してまいりたいと思っております。

また、こういったことは行政だけじゃなく、商工会や事業所様と幅広い主体と連携して取り組むことが成功の鍵となっております。そういうことも考えながら、今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

たばこ税を増やそうということで、どんどんたばこを買いましょうとなると、青くなるのが健康福祉課だと思います。病院代がその分掛かれば、それはどちらがいいか分からぬ話になるので、どうせ買うならという前提で、やはりうちの町でたばこを買うということで、こつこつとそこで積み上げていけたらなというふうに思っております。

ちなみに、たばこを1,000本販売したときに入る税金が6,552円です。なので、すごく大きなお金になっていると思います。そのようなことを踏まえまして、100億円以上を超える町の予算の中で少しばかりの取り組みをしても、目に見える効果はないのかもしれません。しかし、一人ひとりの小さな気付きや配慮によって、経済循環が生まれたり経済効果がアップするならば、町民の力や民間事業所の力を借りて、この難局を乗り切る必要もあるのではないかと考えております。

一円を笑うものは一円に泣くという、よく小さいころから大人の人によく言われましたけど、今は1ポイント、1円のポイ活でもそれを楽しみに、励みに、何か頑張れる時代なんですね。なので、そこを笑わずに大事なことやということで、私たちも丁寧に取り組んでいけたら。

そして知恵を模索しながら、世の中大変かもしれないけどうちの町はハッピーやねっていう、まちづくりを願いまして、今回の私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 18分

再開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

5番 (宮川徳光君)

では、通告書に基づきまして、一般質問を行います。

今回は、2問を用意して質問をしております。

まず、第1問目の津波対策についてですが、この質問は、私の住んでいる地区の住民の方から、避難所の水の備蓄はどれだけあればいいのか、という質問に端を発します。津波対策いいますか、震災対策は地震の規模とか津波の規模とかいうのはある程度は想定してますけども、確定したものは全然ありませんので、そのへんの対策として、今は最大限のシミュレーションでいろいろ対策を打っていただいておりますけども。

まず第1問目ですが、津波対策について。

2012年3月に公表された南海トラフの巨大地震による地震像分布、津波高の推計では、本町は最大震度が7、災害津波高が34.4メートルという、日本一厳しい内容でした。これを受けまして、それまでの本町の防災計画と、対策事業をさらに見直すなどして現在に至っています。これらによりまして、避難タワーをはじめ、避難集会所なども整備がされてきている状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1としまして、一次避難所と二次避難所の設置計画の状況はとしております。

この設置計画の計画、ちょっと意味が通じにくかったかもしれませんけども、現状など、整備状況などを教えてください。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

宮川議員の、1次避難所と2次避難所の設置計画についてのご質問にお答え致します。

災害対策基本法では、災害から命を守るために緊急的に避難する指定緊急避難場所と、災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための指定避難所を指定することを定めています。

ご質問の、1次避難所を指定緊急避難場所とした場合、黒潮町地域防災計画における津波時の緊急避難場所は、津波避難タワーなどを含む202カ所となります。また、2次避難所を指定避難所とした場合、津波時の指定避難所は避難集会所などを含む47カ所となります。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の一部を重複している個所もあります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川徳光君。

5番 (宮川徳光君)

1次避難所が202カ所、2次避難所が47カ所で、避難集会所も含まれるという答弁でしたが。

避難集会所が今2次に含まれるという答弁でしたが、町内には避難集会所と呼ばれるものが、4カ所ですかね、ありますが。

確認ですが、これは2次避難所として、2次避難所の機能も持たしているというふうな考えでよろしいでしょうか。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

宮川議員のご質問の1次避難所を指定緊急避難場所とした場合は、津波から命を守るための緊急的に避難する場所、そこが指定緊急避難場所ということになりますので、当然、避難集会所など緊急に避難できる場所に立地しているような建物、そういうたのも指定緊急避難場所として指定しております。

かつ、避難生活を送れるような施設であるならば、そこは指定避難所ということで指定しておりますので、指定緊急避難場所と指定避難所、こちらの方が重複している、どちらにも指定しているという個所もたくさんあります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

例えば1次避難所であれば、例えば山の中いう表現はあれですけども、周囲、ちょっと高台の山の中で、周囲の木払っただけのそういうたのスペースを確保して、1次避難をするというところもある多くあるのですが。そういうたのところと、例えば避難集会所で1次避難はもちろんそこでしますけども、集会所、避難集会所、例えば今建っていただいている避難集会所も、その地区の住民の避難される全の方を、そこで2次避難所として活用するのはちょっと難しいかなという、スペース的にですね。そう感じるんですが、そのへんはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

避難集会所、地域の集会所も兼ねておりますので、当然、地域の方皆さんを入れる広さというものにはなっておりません。

地域防災計画でも、それぞれの面積に応じまして収容人数というものを定めております。例えば、早咲とかの避難集会所であるならば、一時的には避難集会所や自然高台の場所に避難していただき、津波等々が收まれば、避難集会所で生活する方もおられますでしょうし、一部の方には、やはり錦野にあります大方中学校や入野小学校、大方高校、そちらの方に移っていただくとかいうような、そういうふうな振り動かしというか、そういう調整は必要になってくるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

では、避難集会所につきましてはある程度、2次避難的な使い方をする場合は、ある程度の人数を決めているといった理解でよろしいでしょうか。

それからですね、先ほどちらっと言いましたけども、防災倉庫をコンテナタイプではなくってですね、そういうものを置かずに、ただ山の中の広っぽ的なところを1次避難所に指定している数が分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

先ほど、先にお答えしましたとおり、指定緊急避難場所、202カ所ありますが、こちらの方は指定避難所の方も兼務というか両方に指定しているところもありますので、数値の洗い出しあは今現在、持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

何言いますか、1次避難所で今言いました雨などが降った場合とかですね、屋根のないところですね。林の中とかそういったところが多いのではないかなどというふうに、この例えれば202カ所の中でも、半分以上はそういう場所ではないかななどというふうに思うのですが。今時点では分からぬということなんでいいです。今時点でというのは、つかんでないという意味じゃなくてこの場では分からぬということですので、いいです。

じゃあ、カッコ2の方へいきます。

発災時、というのは地震が起きて、津波が来るというような状況の場合ですね。発災時における1次避難所、2次避難所の飲料水と生活用水の確保の対策はとしております。

この避難したときの環境整備についてはもうこれまでさまざまな一般質問が、多くの先輩議員、同僚議員から出でておりますけども、私の場合は、今回は水に絞って、水は一番大事なものかななどというふうに思うんで、飲料水と生活用水の確保の対策はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

宮川議員の、飲料水と生活用水の確保対策についてのご質問にお答え致します。

緊急的に命を守るために1次避難場所と呼ばれる指定緊急避難場所は長期滞在を想定していないため、津波避難タワー等の孤立が想定される場所以外では備蓄を行っておりません。

2次避難場所とも呼ばれる指定避難所を中心に、町内33カ所、全町民1人当たり3リットルの飲料水を備蓄しています。

また、孤立の可能性が高い地区や多数の避難者が想定される体育館等の避難所には、浄水器を26カ所配備しております。浄水器による1日の造水能力は、全町民1日の必要量を上回る量となっております。

また、入野本村地区には、飲料水を確保できる耐震性貯水槽も整備しております。

昨年度は地域の皆さんにもご協力いただき、井戸の調査も行いました。これらの井戸を生活用水として活用する地区防災計画の取り組みも進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

今の答弁で、全体的に大丈夫だというふうな印象を受けましたけども。

その中でちょっと気になったのは、1次避難所には備蓄品が設けてないというような答弁があったような気がしたのですが、私が今言ったことが間違えてなければ、その1次避難所の中で備蓄品を置いてないと思われ

る避難所の数が分かれば、教えてください。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

1次避難場所、指定緊急避難場所には避難タワー、それから1カ所、孤立が想定されるような避難場所がありますので、そこ以外の避難場所には水の公的備蓄の方は致しておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

ちょっと私の認識が不足しどったんでしょうか。

というのはですね、東日本大震災があった当時ですよね、あの当時のことをちらつと思い出してまして。その当時、私の地区では、山の上の1次避難場所にコンテナを置いていただきまして、その中に、水は200リットルのポリタンクが2個だつと思うんですけど、昔の記憶も定かでないんですけども。それと、白米の米袋が、30キロが10か10数個ぐらい備蓄をしていたと記憶しています。それを毎年の一斉清掃のときに水の取り替え、あと毎年ではないんですけども、それに併せて水質検査も行ったりしてました。

ちょっと、水とかそういうものを備蓄していないというのがちょっと意外でしたけど。結構、町内を走っておりますと道沿いにもコンテナで防災倉庫が見受けられますけども、そういうもののの中にも入ってないことが多いということでしょうか。

それと、あとちょっと観点が違いますけども、先ほどの答弁で、水の確保で井戸の話がありましたけども、井戸というのは、津波の来たところではちょっと使えないと思うんで、高台にある井戸のことを指すがでしょ

うか。

その2点、お願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員再質問にお答え致します。

いわゆる自然高台にあります指定緊急避難場所、こちらの方には、町と致しましては水の方の備蓄は行っておりません。先ほど答弁しましたとおり、津波避難タワー、それから1カ所孤立が想定される避難場所がありますので、こちらの方には備蓄しておりますが、それ以外はしておりません。というのも、タワー等々も含めまして黒潮町は長期の浸水想定がされておりませんので、津波警報が收まりましたら2次避難場所となります体育館や、そういう避難所の方に移動していただくということになりますので、こちらの方を中心に備蓄を致しております。

それから、井戸の数になりますが、現在、報告を受けております井戸の数が127基という報告を受けておりますが、こちらの方は浸水区域内外問わず、全ての地域においての井戸の数ということになっております。

といいますのも、東日本大震災等々でも津波被害を受けた井戸であっても、井戸としての機能はそれなりに維持できたという報告もありますので、少しの改修作業等は要るかもしれません、水として、生活用水として使えることは可能ではないかということで、少しでも可能性があるならばということで全ての井戸の調査を

致しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

この水の確保ということで、私、ちょっと前提条件的なところ、大事なところが抜けてましたけども。

今使ってる水道水は、私は使えなくなるというふうに認識しておりますが、その点はいかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。

水道の方は、最悪想定の南海トラフ巨大地震が起きた場合、当然使えなくなるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

今の水道水が使えないというようなことを前提に話さないと、なかなか今のやりとりが結びつきませんのですみませんので、すいません、前後しました。

例えばですが、今の、例えばもう全体的に言ったら少ないんですけど、避難集会所のあるところなんかは現状、水道水が引かれてると思います。そうしたら水道水が使えなくなるということで、飲料水と生活用水を確保しなければならないと思うんですが。

先ほど、避難集会所については2次避難場所としても考えているということで、そこの飲料水と生活用水の対策はどうされますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

長期の避難が想定される避難所の方には、先ほど答弁しましたとおり、全町民の1日分に当たります水をペットボトルで確保しております。

主な避難所となり得る施設の方には浄水器の方も整備しておりますので、そちらの方で飲料水も確保できるようになっております。

ただ、生活用水につきましては、生活用水の備蓄とか準備というものまでは完全にできてるわけではありませんので、先ほど答弁致しました町内の井戸、そういうもののや川の水等を、例えば浄水器を使って飲料水を取りながら浄水する場合に、飲料水に使える水と生活用水に使える水というふうに分かれて出てくることもありますので、そういう水を使いながら生活用水として活用していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番 (宮川徳光君)

いろいろと想定されることで対応が決まるわけで、想定自体がなかなか難しいところもあって、なるべく最悪に近いといいますか、そういったところで話をさせてもらっていますが。

本当は先ほど、今ちょっとひと安心させてもらっているのは避難集会所、4カ所ぐらいですかね、できてる避難集会所ではある程度、例えばポリタンクなりで飲料水、ほんで、あと生活用水をどこから確保するかという具体的な話ながですけども。

例えばですね、町内、結構国営農地が高台にありますて、私たちの地区のことばかりで申し訳ないんですけども、条件的には国営農地のため池が現在あります。ため池じゃなくても国営農地の水道のいろいろ配管をして、農地で使えるようになっていますが、そういったものを生活用水に利用する、といったような考えはないでしょうか。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは宮川議員再質問にお答え致します。

ため池等々の水を生活用水に活用するということは、一定考えられることではございますが、その水質等の保証というか検査、そういったものも必要になってまいりますので、現在のところ町として積極的にそれを、例えば避難集会所に引っ張ってくるとかっていうようなことは考えておりません。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川徳光君。

5番 (宮川徳光君)

ちょっとですね、避難集会所へ入る、そこを2次避難所として利用される方も結構なスペースがあるんで、具体的な人数がちょっと申し上げれませんが、その方たち、飲料水はある程度、さっき言いましたポリタンクなりで確保できるけれども、水道水が止まってる状況で生活用水がどういうふうに確保していくのかということになると、今までの答弁の中にはその解決策がないように思うんですが、その点をもう一回お願いします。

議長 (中島一郎君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

まず、1日目の水につきましては、ペットボトルで備蓄した分があります。

2日目以降になりますと、浄水器の方も整備しておりますので、そちらの方で飲料水も確保していただきながら、十分とは言えないかもしれません、ある一定の生活用水もそちらの方で活用できるものというふうに考えております。そういうふうにしていただきながら、また、井戸や先ほどお話をあったため池、そういったものの水、そういったものも活用していただきながら、過ごしていただくことになろうかと思います。

そういうふうにしていただいておりますと、時間の経過とともに、外部からの支援、そういったものも入ってくるものと思われますので、昨年度または今年度も引き続きになりますけど、各地域で地区で1週間、そのぐらいをいかにして命をつなげていくのかというような協議を話し合い、そういったものもしていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

今ほど、浄水器で浄水して生活用水なりを確保する。

その元の、原水のことをちょっとお聞きしようですが、そこのあたりを答弁願います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

浄水器の方では、水であれば浄水できますので、ため池の水、それから川の水、そういうものの浄水できるようになっております。

また、海に近い地域には海水対応の浄水器を設置しておりますので、例えば、津波が来て水たまりというか、そういうのがあればそこからもいけますし、極端に言えば、海の方に行けば、海の海水をそのまま浄水して、飲料水なり生活用水に使える水になるというふうになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

今の答弁で急に、えっと思ったのですけれども、津波が来て、道も使えない、何も使えないような状態で山の上へ避難をして、生活用水の元の水の確保が、高台のため池なら分かれますけども、川とかですね低地にあるところを指定されても、なかなかそこへ、何で人がポリタンク20リッターぐらいなら運べるかもしれませんけども、そういう話じゃないと思うのですが。

あんまり厳しく質問してもなかなか無理なところがあるかもしれませんけど、どういうふうな認識をされているのかなというふうなことを聞きようわけで、ちょっと海の方まで行ってとかいうような話では対応できないと思うんですが、いかがでしょう。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

宮川議員の再質問にお答え致します。浄水器の方は、本当に水、海水、どちらでも使用できるものというふうになっておりますので、今、宮川議員がおっしゃってくれたようなことも当然、想定されるわけであります。

ですので、地域の皆さんでも、例えば防災訓練のときなどにこの浄水器を使うこともしていただき、どのようにすれば自分たちの水が確保できるのか、そういうことも検討していただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

その場所場所によって、これから検討していただきたいというふうに取りました。

津波対策については終わります。

2番目の、衛生センターについて質問致します。

令和7年度、今年度です。一般会計予算において、衛生センター長寿命化工事請負費として4億6,000万円余りが予算化されました。この工事は昨年度、債務負担行為を設定して行っているもので、内容は、期間的な設備の耐用年数が来る前に延命化を施すことで、使用期間の長期化を図るものとのことでした。これらにより、以下を問うとしております。

まず、カッコ1としまして、同センターの今後の運営をどう描いているかとしております。

センターの運営と、もう一つ、この衛生センターの長寿命化工事ですね。それが単年度だけではないようにお聞きしたと思うんで、そういうものも絡めて答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、衛生センターの今後の運営についてお答えを致します。

議員ご質問のとおり、黒潮町衛生センターは、昨年度に債務負担行為を設定し、工事を実施しております。

内容としましては、基幹的な設備の耐用年数を迎える前に延命化を施すことで、施設全体の長寿命化を図るものでございます。昨年度契約締結を行い、受注者の施工のもと、令和9年度の完成を目指して進めております。

工事の実施に当たっては、カーボンニュートラルの取り組みとして、施設の二酸化炭素の排出削減が求められていることや、排出削減効果が一定数量以上を達成できる施設整備については国の交付金が充当できることから、財源確保も考えた工事内容になっております。

長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストを低減させるとともに、搬入されるし尿の量的、質的変化に対応しながら、今後につきましてもこれまで同用、センターの運転管理を委託している事業者との連携、また関係地区団体の皆さまのご協力をいただきながら、適切かつ円滑な施設運営に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

運営をどう描いているかということで答弁をいただきましたが。

今回、この長寿命化工事という額が7年度だけでも4億6,000万円あまりということで、これが9年度まで工事をされるということで、3年計画ですかね。

この間の、この長寿命化工事に掛かる金額、それと、あと国から交付金が下りてくるという話でございましたんで、そのあたり、交付金と町の持ち出しですか、そういうものが分かれば教えてください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

現在、昨年度契約締結した金額でございますが、本体工事としまして16億6,100万円となっております。その他、設計施工監理業務等もございます。

また交付金ですが、国の循環型社会推進交付金というものがございまして、補助対象事業の3分の1が交付されるということになっております。ただし、全ての工種が交付金対象にはなっておりませんので、総額のび

ったり3分の1ではございませんが、対象部分については3分の1交付をされることになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

3年間の工事の経費が16億円余りということで、そのうち国から3分の1、全体的に言えば弱ですね、が来るということで、16億円余りのうち3分の2余りが町の持ち出しということですね。分かりました。なかなか大きな額で。

では、カッコ2の方へいきます。

カッコ2の方で、収入源となるものはないかと尋ねていますけども。

私、この7年度の工事の記事を書かさしてもらったときだと思いますけれども、この衛生センターへ行かさせていただいて、職員の方が事前に電話をしていただいとった関係で中へはめていただきまして、隅々までといいますか事務所も含めて隅々まで、所長さんなどの方に案内していっていただきました。そのうちで、その衛生センターがどういうことをしているかというのを自分のイメージとあまりにもかけ離れて、すごいことをされてるなあというふうに、そのを感じたのを思い出しています。

というのは、家庭から出る糞尿をバキュームカーで持っていって、あの施設へ入れた後、結果的に固形物と水分に分けていただいて、それで水分、液の部分は最終的に無色透明の水のような状態で、自然界へ戻される。ほんで、片や固形物で、その説明では肥料としても使えるような状態のものになって処理をしているという話がありました。そのときの説明の中に、この今回の長寿命化工事が、今もその糞尿の処理に微生物を使われてるという話がありましたけども、新しく導入される設備は、それをよりバージョンアップされた設備で、同じように微生物を使って処理をされるという話を聞きましたんで。

そういうところからですね、ひょっとしたら肥料として使えるものができるのであれば、収入とまではいかなくとも町民に大きなメリットがあること、事業などができるんじゃないかなと思っての質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、センターの収入源となるものはないかについてお答え致します。

黒潮町衛生センターは平成10年に現施設が建設された後、平成22年には増設棟を建設、そして先ほどのご質問でもお答えしたよう、現在は令和9年度の完成に向けて長寿命化工事を実施しております。

今回の工事により、機器更新に伴う省エネ化なども行われますので、ランニングコストの削減効果がありますが、センターの運転維持管理業務の委託や定期的な修繕の必要があり、年々高騰する維持管理費用についての対応も重要であると認識しております。

このため、維持管理費用の削減を目的とした施設で発生する汚泥の堆肥化の検討を行った経過がございます。この取り組みは、近隣施設での事例を参考に、再資源化事業者とのやりとりを進めてきたものでございます。

結果を申しますと、堆肥化自体は可能ではありますが、運搬コスト等の関係でトータルコストが上がってしまうという試算になりました。とはいえ、再生利用の方法はほかにも幾つかございますので、費用対効果を見極めつつ、今後も検討を続け、維持管理費の財源確保に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番 (宮川徳光君)

肥料化いいますか、肥料化いう言葉が適切かどうか分かりませんけども、そういったことは以前も考えていただいているということで。今回は微生物を使った改良型いいますか、同じふうな微生物使用のやり方なんで、いい堆肥的なものができるような、私は思いますのでぜひ前向きに検討してください。

このし尿を肥料に変えるという取り組みは全国でも数多くとは、そういった状況ではないとは思うんですが、し尿を液肥に変えるというのが、福岡県築上町ですね、そこでも平成29年から取り組まれているということで。また、その取り組みの何いか基本理念がですね、一番に資源循環で、2番に二酸化炭素の削減で、3番に肥料の自給ということで、ここは、無料かなんかじやなかつたかなと思うんですけど。そういうことを取り組んで、成功事例としてそういったのがあるということです。

そういったこと、ぜひですね、これ衛生センターの資料の中にもですね、固体物は場外搬出となつてますんで、さつき言いました私が説明を受けたときにも、そこの職員さんはかなり肥料として使えるという意識を持っておりました。いろんな法的な何いいますか、クリアしなければならないものが多いかもしれませんけども、これでお金を稼いでくれというんじやないんですけども、せっかく町民の方に、例えばただで配給できる仕組みをつくれば、すごいいいことかなと思っての質問をさせていただきました。

前向きに検討していただけるということでしたので、私の質問はこれで終わります。

議長 (中島一郎君)

これで、宮川議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 22分